

別表十(五)

「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特許権等の譲渡等による所得の特別控除に関する明細書

適用対象所得金額		事業年度	法人名	別表十(五)	
適用対象所得金額 (25の計)又は(32)	1			控除未済欠損金額 (別表七(一)「3の計」)	8
所得金額総計基準額 (別表四「45の①」+「51の①」)	2			欠損金当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	9
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「47」)	3			翌期繰越欠損金額 (8)-(9)	10
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「9」)	4			所得基準額 (2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(10)又は (別表十(五)付表二「9」若しくは「16」) (マイナスの場合は0)	11
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「42の計」)	5			特別控除額 (1)と(11)のうち少ない金額× $\frac{30}{100}$	12
関西国際空港用地整備準備金積立額又は中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十)「15」又は別表十二(十一)「10」)	6				
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(七)「11」-「23」)	7				
適用対象所得金額の計算					
		①	②	③	④
特許権譲渡等取引の内容	13				計
特許権譲渡等損益額	14	円	円	円	円
個別控除対象繰越損失額 (別表十(五)付表一「21の①」、「21の②」、「21の③」又は「21の④」)	15	別表十(五)付表一「21の①」	別表十(五)付表一「21の②」	別表十(五)付表一「21の③」	別表十(五)付表一「21の④」
((14)×(24))又は(14) (マイナスの場合は0)	16				
個別繰越損失控除額 ((15)又は(別表十(五)付表一「23」)× (16) (16の計))	17				
控除後特許権譲渡等損益額 (14)-(17)	18				
措法第59条の3第1項第1号イの場合 対象事業年度及び対象事業年度前の各事業年度(令和7年4月1日以後開始事業年度に限る。)の研究開発費の額のうち(13)に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額	19				
(19)のうち特許権譲受等取引によって生じた金額	20	内	内	内	内
(19)のうち国外関連者に直接又は間接に委託する研究開発に係る金額	21				
(19)のうち国外事業所等を通じて行う事業に係る金額	22				
適格研究開発費の額 (19)-(20)-(21)-(22)	23				
研究開発費割合 (23) (19) ((19)=0の場合は0)	24				
適用対象所得金額 (18)×(24)	25	円	円	円	円
上記以外の場合 対象事業年度及び対象事業年度開始の前日2年以内に開始した各事業年度の研究開発費の額の合計額	26				
(26)のうち特許権譲受等取引によって生じた金額	27	内			
(26)のうち国外関連者に直接又は間接に委託する研究開発に係る金額	28				
(26)のうち国外事業所等を通じて行う事業に係る金額	29				
適格研究開発費の額 (26)-(27)-(28)-(29)	30				
研究開発費割合 (30) (26) ((26)=0の場合は0)	31				
適用対象所得金額 (18の計)×(31)	32				円
特許権譲渡等所得減少規定					

**「12」欄**

特許権等の譲渡等による所得の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条の3第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00726」
- ③ 「適用額」欄：「12」欄の金額

別表十(五) 令八・四・一以後終了事業年度分